



NPOの非財務情報開示の枠組みの課題 —社会影響の開示に向けて—

川原尚子・入江賀子

要旨 最近、非営利組織（NPO）の情報開示の重要性が徐々に認識されつつあるが、非財務情報の開示の枠組みに関しては未だ決定的な議論がない。本研究はNPOの情報開示を巡る先行研究のレビューを通して、社会影響の開示を志向する非財務情報の開示の枠組みの導入の可能性を検討している。本研究は、NPOにとってアカウンタビリティと透明性は非常に重要であり、NPOのアカウンタビリティと統治を強化し、持続可能な経営をするために、統治、戦略、リスク管理、指標・目標とともに、活動がもたらす社会影響を、その年次報告において開示する枠組みを制度的に導入する余地があることを明らかにしている。

Abstract Although the importance of information disclosure by non-profit organizations (NPOs) is being increasingly recognized in recent times, there is still no definitive position regarding the framework for disclosure of non-financial information. This paper examines the possibility of introducing a non-financial information disclosure framework through a review of previous literature on information disclosure by NPOs that aims to disclose social impacts. This paper reveals that accountability and transparency are very important for NPOs. Thus, to strengthen NPO accountability and governance and ensure sustainable management, there is room to introduce a framework for disclosing in the NPO's annual report, governance, strategy, risk management, indicators/goals, and the social impact of NPO activities.

Key words NPO (non-profit organisation), 非財務情報 (non-financial information), 社会影響 (social impact), 持続可能性報告 (sustainability reporting), 持続可能な開発目標 (sustainable development goals: SDGs)

原稿受理日 2022年1月11日

I はじめに

近年、2030年の持続可能な開発目標 (sustainable development goals: SDGs) の達成に向けて、非営利組織 (non-profit organization: NPO) の役割が期待される中、NPOの持続可能性に関する情報の開示が極めて重要な問題となりつつある。SDGsの12.6項では大企業等に持続可能性に関する情報を定期報告することを奨励しているが、NPOにおいても持続可能性に関する情報開示は非常に重要と考えられる。持続可能性情報は一般にESG (環境 (environmental), 社会 (social), 統治 (governance)) 情報と相互補完的に扱われる場合が見られるが、NPOにおいても幅広いステークホルダーに向けて、その活動がもたらす環境や社会への影響 (以下、社会影響) を開示することが可能と考えられる。

広義のNPOとは、社会的または公共的な目的のために設立された組織、信託、または任意団体 (Du Plessis and Petzer, 2011) であり、社会価値の創造を通して社会に貢献する団体 (Weerawardena et al., 2010) と定義される。NPOは様々な社会貢献活動を行い、その構成員に対する収益を分配することを目的としない団体であり、収益を目的とする事業を行うことが認められているが、その事業から得た収益を社会貢献活動に充てること、また法人格の有無を問わず、様々な分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている団体 (内閣府 HP) と位置付けられる。NPOのこのような特質からNPOには幅広いステークホルダーが存在する可能性があり、その意味で営利企業よりも社会的責任やアカウンタビリティが求められるといえる。加えて、NPOの活動内容を情報開示して広く社会の人々に認知してもらうことで、NPOが目指す社会的事業を有効に達成するのに必要な関係者の理解、協力、参加、および財務的支援の多様化が促進され、自らの存続に結び付くと考えられる。以上よりNPOの情報開示が非常に重要な問題といえ、その検討を行うことに意義があると考えられる。

これまでの日本のNPOの情報開示を巡る会計学分野の議論をみると、様々な形態のNPO⁽¹⁾の財務情報の開示や会計処理に焦点を当て、それらの統一的な会計基準を設定する方向性が伺える (日本公認会計士協会, 2019)。その議論において、財務情報とともに

(1) 広義のNPOは法人格のない団体を含む。日本では法人格を取得した狭義のNPOには、本稿の第三章で扱う特定非営利活動促進法に定める法人 (NPO法人) の他、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、消費生活協同組合、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人などがあり、法人形態ごとに所管法令で会計基準が定められている。本稿ではそのうち、紙面の制約上、NPO法人を主に扱う。

非財務情報の開示が極めて重要との会計専門家を含む関係者の認識が伺える。しかし、現状、NPOの活動がもたらす社会影響の開示の枠組みや制度化にまで踏み込んだ議論は未だ見られない。一部のNPOでは持続可能な開発目標（SDGs）に関する報告を試みているが、NPOの活動がもたらす環境や社会への影響の開示を促進するためのNPO独自の開示指針の作成・公表や開示の制度化の議論は未だ萌芽期といえる状況にある。NPOのSDGs報告の研究は世界的にも未だ限られており（Araya et al., 2020）、日本では知る限りない。そこでこのような研究上のギャップを埋めるべく、本研究では先行研究のレビューを通して、非財務情報開示の在り方や、活動がもたらす社会影響の開示の枠組みの制度的導入の可能性を検討していき、今後の研究課題を明らかにしていきたい。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章でNPOの情報開示を巡る議論を先行研究のレビューをもとに整理し、第3章で日本の特定非営利活動法人（NPO法人）に焦点を絞り、その情報開示の現状を吟味し、第4章でNPOの非財務情報開示の課題を討議し、第5章で結論を述べ、今後の研究課題を明らかにしていく。

II NPOの情報開示を巡る議論

NPOの情報開示はアカウントビリティの観点で非常に重要であると議論されてきた（Balda, 1994; Bogart, 1995; Chisolm, 1995; Ebrahim, 2003; Plaisance, 2021; Lawry, 1995）。Balda（1994）はNPOが成功するかどうかは国民の信頼に依存するものであり、NPOの管理者、理事、役員がNPOの行動に対して責任を負うかどうかで市民の信頼が得られると指摘する。また、NPOが信頼を得るためにはNPOの管理者等がアカウントビリティを果たすことが重要であり、そのための管理者等の役割と遵守すべき基準が明確に定義されることに加えて、ステークホルダーがNPOの活動に異議を唱える手段を提供すること、NPOの監視とアカウントビリティの確保の方法を議論すべきと指摘する（Balda, 1994）。馬場（2005）はNPOが公益を目的とする存在であるので、より高次の社会的責任が求められると主張しており、社会に対する受託責任を果たすためにNPOに広く情報開示が求められると強調する。しかし実際には、フランスのNPOを対象としたPlaisance（2021）の研究によれば、NPOは統治とともにアカウントビリティが弱いと指摘されている。馬場（2005）も日本のNPOのアカウントビリティを取り巻く制度上の問題を指摘している。様々なNPOの情報開示制度が縦割り行政のもとでばらばらな制度であり、その内容も複雑であること、社会一般への情報公開を前提としてお

らず、所轄庁や一部の関係者への報告にとどまっていること、NPOが事業報告書等を開示したとしても、NPOの活動内容に市民が疑問を感じた際にNPOにアプローチできる手だてがないことを指摘し、市民、行政、NPOが協力して不正なNPOを監視する仕組みを整備する重要性を説いている（馬場，2005）。

NPOの透明性は持続可能性への影響との関係で非常に重要であることが示唆されている。Ortega-Rodríguezら（2020）によれば、NPOの透明性や情報開示は、それ自体が目的ではなく、むしろ、SDGsの12.6項が示唆するように、公正で平和な、包括的な社会を促進する手段であると位置づけられる。NPOの透明性が極めて重要な問題（Ortega-Rodríguez et al., 2020）と議論されている。なぜなら、NPOが資金提供者から受け取った資金を効率的に管理しているかどうかという経済的側面だけでなく、組織の設立目的を達成するために努力しているかどうかという社会影響の側面への関心があり、NPOはこれらについて社会の人々にどのようにして納得させることができるかという課題に直面しているからである（Ortega-Rodríguez et al., 2020）。特に、近年、NPOに対する公的機関や資金提供者による監視が強くなり、資金獲得の競争状態になり、また補助金の削減もあるなど様々な圧力を受けている（Fonseca and Baptista, 2013）。公的機関がNPOの主要なステークホルダーとなり、公的資金でNPO活動を財政的に支援する場合、透明性の高い情報開示が必要になり、それをもとに公的機関が財源を配分することを踏まえれば、透明性のレベルを定量化できるモデルの開発や、透明性の高い、あるいは透明性の低い組織を認定する際に利用できる基準を設定することが重要となる（Ortega-Rodríguez et al., 2020）。

次に、戦略の情報開示の重要性についてみてみたい。NPOが持続可能な活動を続けるには戦略が重要であると考えられている（Ilyas et al., 2020）。なぜなら、近年、競争環境の激化に対応するため、NPOは経営の戦略レベルと運営レベルの双方において、組織の持続可能性に焦点を当てた経営を行う必要があるからである（Weerawardena et al., 2010）。Weerawardenaら（2010）は、営利企業と同様に、NPOは持続可能性を高めるために起業家的な戦略を採用することを指摘している。成功したNPOの特徴には、営利企業と同様に、長期的なコスト削減を常に意識していることが挙げられ、NPOと営利企業がコストに関する幅広い目標を達成するための互恵的な提携関係も模索できると考えられている（Weerawardena et al., 2010）。また、Ilyasら（2020）はNPOの活動を円滑に行う最も重要な要素に、ボランティアの参加と財政的な持続性を挙げている。Ilyasら（2020）はパキスタンのNPOのマネジャーにインタビュー調査を行い、ボラン

ティアが参加する要因には、リーダーのカリスマ性、ボランティア側に与えられる柔軟性、著名人からの評価、意思決定への参加、自己啓発、寄付の透明性の開示、ボランティアとの効果的な調整があり、一方、財政的な持続可能性の要因には、地元の寄附の優先、寄附者への情報開示という透明性、資金源の多様化、寄附者との間の信頼関係の構築があると分析している。すなわち、ボランティアの参加と財政的な持続性を確保するための戦略が重要であるなら、戦略の情報開示がNPOの活動を促進するドライバーになりうるということが示唆されているといえる。

3つ目に、NPOの存続に影響を及ぼすリスク情報の開示については、営利企業と比べて、未だ発達していないことが問題視されている（Arshad et al., 2016）。NPOが厳しい経済環境の中で様々なリスクに直面し、また組織や活動の特性に起因する特有のリスクがあるならば、その管理はNPOの管理者にとって重要な課題となるからである（Arshad et al., 2016）。Arshadら（2016）はマレーシアの219のNPOの年次報告書や財務情報を分析した結果、NPOのリスク管理に関する指針がない場合、行政当局による指針の公表やNPO管理者の研修などの実施が、NPOの持続可能性を確保する上で極めて重要であると主張している（Arshad et al., 2016）。すなわち、組織や活動の特性に起因するNPO特有のリスク情報を開示する重要性が示唆されているといえる。

4つ目に、NPOの情報開示はNPOの有効性の評価に役立つと考えられている。営利を目的とした事業会社の場合、利益の多寡という経済的側面で組織の有効性が評価されるが、NPOの場合、営利を目的としないので、社会への影響など、どのような尺度で組織の有効性を測定できるかが問題となる。Iwuら（2015）によれば、NPOの有効性は、組織の使命を完全に達成することと、組織のコストを取り扱う事業運営能力の2つの尺度で評価されるものであると主張し、この2つは自然環境や社会と調和した持続可能な方法で行うことが望ましいと主張する。この2つの尺度は、非財務面と財務面の尺度といえるが、Iwuら（2015）は、当初、NPOの有効性の評価には非財務が財務より優先されると予想したものの、NPOの運営責任者を対象としたフォーカスグループ・インタビューの結果、財務、非財務の両方の基準が等しく必要であると結論している。そして、NPOが財務情報を開示することは、NPOが自ら広く資源を調達し、経営力を高め、組織の統治を高めるために重要とされる（日本公認会計士協会、2019）。一方、非財務情報の開示が重要となるのは、NPOが社会貢献の目的に沿って資源提供者から集めた資源を有効に利用したことを示すためである（Ortega-Rodriguez et al., 2020）。さらに、このようなNPOの活動の有効性をステークホルダーが評価できるためには、NPOに一定の

内部統制の構築が必要であり、それにより透明性を確保し、優れた統治を行うことが必要 (Ortega-Rodríguez et al., 2020) であることから、内部統制や統治に関する情報が、ステークホルダーの意思決定に有用な情報であると示唆される。NPO は内部統制や統治の情報開示をすることで組織を存続させ、社会貢献の目的の達成に結び付き、社会的信用を得られる可能性がある (Ortega-Rodríguez et al., 2020)。加えて、Ortega-Rodríguez ら (2020) は、NPO の活動成果である社会貢献の程度を客観的に実証的に測定するためのモデルの開発と定量化を試みている。このようなモデルを使うことで、ステークホルダーの意思決定に役立つ情報開示が可能となり、NPO がより高いレベルのアカウントビリティを示すことができるようになり、直接・間接に資金や資源を受け取っているステークホルダーに対する信頼性を高められるという (Ortega-Rodríguez et al., 2020)。

最後に、情報開示の制度化の問題についてみると、NPO が行う自主的な情報開示は、公的なアカウントビリティを促進する観点からは制度として効果的でないと考えられている (Saxton et al., 2012)。Saxton ら (2012) は台湾の医療関連の NPO を対象に調査し、自主的な情報開示をする NPO の特徴を明らかにしている。すなわち、NPO が小規模で、資産に対する負債の比率が低く、内部メンバーが多い大規模な理事会によって運営されている場合、自発的な情報開示がより可能であるという (Saxton et al., 2012)。Ortega-Rodríguez ら (2020) も、NPO 向けの透明性に関する法律がないため、NPO はステークホルダーからの信頼性を高めるために、自主的に情報開示するようになったと分析し、NPO の透明性のある自主的な情報開示の状況に関する、体系的な知見を構築することが重要であると主張している。Manetti と Toccafondi (2014) は、2012年時点のグローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI) のデータベースに含まれている54のNPOの持続可能性報告を対象とした調査をし、報告プロセスにおけるステークホルダーの参画の在り方を含む自発的な情報開示のプロセスに改善の余地があるとし、情報開示の品質に批判的な見方をしている。

Ⅲ 日本の NPO 法人の情報開示の現状

NPO は社会をより良くするために存在する組織であり、利潤最大化を目的とする営利企業や私企業ではない組織である (Bahmani et al., 2012; Hansmann, 1980)。日本の内閣府 (内閣府 HP) によれば NPO は「Non-profit organization」または「Not-for-Profit

Organization」の略語とされ、「様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称」と定義されている。内閣府（内閣府 HP）では、NPOは法人格の有無によらず、福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力などの多様な社会的ニーズに応える役割を果たすことが期待される団体と位置付けられている。

日本において、NPOは「特定非営利活動促進法（1998年制定、2011年改正、以下、NPO法）」に基づき法人格を取得することができる（内閣府 HP）。その場合、「特定非営利活動法人（NPO法人）」となる。NPO法人になるには所轄庁に申請をして設立の「認証」を受ける必要があり、この認証後に登記することにより法人として成立することになる（内閣府 HP）。このような認証 NPO法人は日本全体で50,884法人あり、うち東京都に10,129法人（2021年11月末現在）ある（内閣府 HP）。

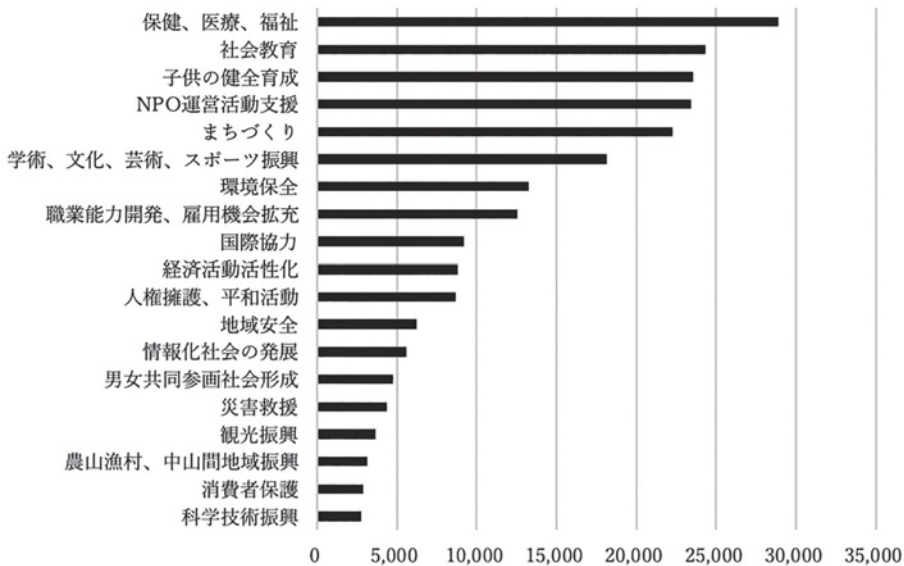
また、NPO法人のうち、直前の2事業年度において一定の基準を満たす場合に、都道府県など所定の所轄庁の「認定」を受けた法人は「認定特定非営利活動法人（認定 NPO法人）」となり、税制上の優遇措置を受けることができる（内閣府 HP）。なお、スタートアップの法人を支援する措置として特例認定 NPO法人制度もある（内閣府 HP）。認定および特例認定 NPO法人は、内閣府によれば、2011年3月末に198法人であったが、2012年4月1日の NPO法改正施行後に増加し、2021年12月28日現在で1,222法人となっている（内閣 HP）。

NPO法人の活動分野は、内閣府（2021）の調査によれば保健、医療、福祉分野が最も多く、次いで社会教育、子供の健全育成、まちづくりの分野が多い（図表1参照）。

NPOは起業活動や人的資本などへの働きかけや教育の向上を通じて、生産性の向上に結び付き、経済成長に影響を及ぼすと考えられている（Bahmani et al., 2012）。よって、NPOの収益獲得は直接間接に経済成長に寄与するといえる。日本の NPO法人は、NPO法によって収益を目的とする事業を行うことは認められるが、事業で得た収益をその特定非営利活動に充てることとされている（内閣府、2012）。NPO法人の年間の収益規模については、内閣府の調査（内閣府、2021）によれば、経常収益が1,000万円を超える法人が認証 NPO法人で36%、認定・特例認定 NPO法人で68%と過半数を占め、平均収益は認証 NPO法人で2,200万円、認定・特例認定 NPO法人で9,600万円である。なお、NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、「その他の事業」を行うことが認められているが、その場合、特定非営利活動の会計と区別することが求められている（内閣府、2012）。

図表 1

特定非営利活動の種類と法人数



出典：内閣府「定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答）（2021年09月30日現在）」、<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu>。調査対象は2021年09月30日までに認証を受けた50,844法人であるが、定款から活動内容を集計しているため複数回答となっている。筆者加筆修正。

NPOは厳しい経済状況において様々な経営課題に直面していると考えられている (Arshad et al., 2016; Weerawardena et al., 2010)。内閣府の調査 (内閣府, 2021) ではNPO法人の主な経営課題は「後継者の不足」, 「人材確保や教育」に次いで, 「収入源の多様化」であることが明らかになっている (内閣府, 2021)。中でもNPO法人の収入源について詳しくみると, 認証NPO法人では会員会費収入, 認定・特例認定NPO法人では個人や民間 (企業) からの寄附金が主な収入源であり, 加えて主な借入先は両法人において「個人」が過半数以上ある (内閣府, 2021)。調査ではNPO法人が企業等と連携で強化したい分野には「宣伝・広報」, 「IT」, および「マーケティング」が多いことが明らかとなっており, また調査対象となった94%の認定・特例認定NPO法人, 57%の認証NPO法人がホームページやブログを開設してNPO法人の活動を情報発信しており, デジタル・オンラインツールの使用に積極的であることが明らかとなっている。このようなNPOの自主的な情報開示の主な理由は, 内閣府の調査 (内閣府, 2021) によれば, 認定・特例認定NPO法人の場合, 寄附を集めるための情報発信としての取り組みであ

ることが明らかにされている。しかし問題は、情報の受け手である社会の人々のNPOに対する認識の少なさである。NPO法人に対する市民の関心は、内閣府の別の調査（内閣府、2020）によれば、「あまり関心がない（47%）」と約半数の人が関心をもっておらず、また、認定・特例認定NPO法人への寄附の税制優遇制度を知らない人（77%）や、利用しなかった人（87%）もある。よって、NPO法人の収入源の多様化の課題を克服すべく、情報発信を通じて、NPO法人に対する市民の理解や認知度を高め、資金支援の割合を向上させる余地は大いにあるといえる。

この課題に対応するものとして、内閣府はNPO法のもと、NPO法人の設立目的や活動内容、財務報告を検索できるウェブサイトを開設している。また、個々のNPO法人でも、前述の通り、ウェブサイトを通じた情報開示の取り組みをるところが見られる。

NPO法人の情報開示については、NPO法に事業報告書等の作成と開示に関する一定の定めがある。まず、事業報告書等の作成については、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが求められている（内閣府、2012）。計算書類の作成に関する会計については、会計の原則に従って会計処理をすることが求められており、正規の簿記の原則に従って複式簿記による会計帳簿を作成する必要がある（NPO法27条）。なお、日本のNPO法人の会計書類は、NPO法人会計基準協議会から2010年に公表され、2017年に最終改訂されたNPO法人会計基準（NPO法人会計基準協議会、2017）で作成開示することが可能である。

次に、開示については、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等、役員名簿、定款等の作成をし、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない（NPO法28条）。また、これらの書類を所轄庁へ提出して閲覧または謄写をさせることが求められている（NPO法28条2項）。さらに、その社員やその他の利害関係人から事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない（NPO法28条3項）。なお、貸借対照表の公告を含め定款で公告の方法を定めるものとされており、インターネットの上のウェブサイトでの電子公告も認められている（NPO法28条の2の3項）。なお、認定NPO法人の場合、情報公開を適切に行っていること、事業報告書等を所轄庁に提出していることなどが認定の基準とされている（内閣府、2012）。

前述の法定開示を実際に行っていないNPO法人が少なからず存在しており、NPO

法人のアカウントビリティや情報開示に対する統治の弱さの問題点が伺える状況がある。内閣府が2018年に行った認証 NPO 法人51,745法人を対象とした調査（内閣府，2019）では，提出期限から3年未満の間，事業報告書等を提出していない法人が6,791法人（約13%），また提出期限から3年以上，事業報告書等を提出していない認証法人が1,273法人（約3%）あった。加えて2012年4月1日から2018年10月1日までの間に提出期限から3年以上事業報告書等を提出していないことを理由に認証を取り消された認証 NPO 法人は2,127法人であった（内閣府，2019）。さらに事業報告書を提出していても活動実績や支出ゼロの法人も少なからずある実態も明らかにされている（内閣府，2019）。これを踏まえて所轄庁のうちには事業報告書を提出していない NPO 法人の情報を公表しているところもある（内閣府，2019）。以上は日本の NPO 法人のうちには，法令順守のレベルで，情報開示に改善の余地がある法人が存在する証拠といえる。

NPO 法人の事業報告書については，NPO法28条に記載事項と書式の定めがある。すなわち，1）事業の成果，2）事業の実施に関する事項（事業名，事業内容，日時，場所，従事者人数，受益対象者範囲，受益対象者人数，事業費，事業費の総費用）の公表が求められている。ここで特別非営利活動の内容やその活動の受益者についての情報が具体的に示されることになる。

日本の NPO の情報開示の現状は以下の通りである。現在，日本では，「内閣府 NPO ホームページ」において，全国の NPO 法人（2022年1月9日現在59,654法人）を隈なく検索することができ，所定の比較情報を得ることができる。その検索項目には，法人名称，所轄庁，代表者氏名，主たる事務所の所在地，従たる事務所の所在地，設立認証年月日，定款に記載された目的，NPO 法で限定された20の活動分野，認定情報とその有効期間，事業報告書等（定款・その他，事業報告書等）の有無，監督情報，解散情報がある。検索した NPO の情報は画面上で閲覧可能であるが，事業報告書等や定款については PDF 形式でのダウンロードも可能である。事業報告書の1）事業の成果，2）事業の実施に関する事項は，NPO 法人の活動内容や活動量に応じて記載の分量は増減できる様式となっている。活動の社会影響については金額や人数などの定量情報と活動内容の定性的情報で記載が可能である。

NPO は他の組織と比較した場合に SDGs に関する情報開示をする傾向がある（Araya et al., 2020）が，NPO の活動を SDGs の達成に関連させた情報開示は，NPO の社会影響を効果的に開示する手法となりうる。実際，兵庫県で新しいまちづくりや住宅のあり方を研究し推進する NPO 法人ひょうご新林家21では，既存の活動内容を SDGs の目標に

体系的に整理し直し、リブランディングを図り、広く社会に向けて効果的な情報開示をしている（NPO法人ひょうご新林家21, 2021）。NPOの活動には、市民、行政、関連事業者、学識経験者等のステークホルダーの協力や参加が重要であるが、とりわけ、情報開示において行政の役割が重要であるというNPO代表者の意見がある（林勝也, 2021年11月11日, 面談）。

IV 討 議

NPOのステークホルダーの範囲は広範である（Abzug and Webb, 1999）ため、NPOの活動をステークホルダーが監視するには、社会一般に向けた情報開示が必要となる。また、情報開示によってNPOの管理者等のアカウンタビリティが果たされ、情報開示を通じて社会の信頼を得ることができると考えられている（Balda, 1994）。加えてNPOの透明性は極めて重要な問題と考えられている（Ortega-Rodríguez et al., 2020）。

次に、NPOが開示する情報の性質については、NPOの情報開示では財務と非財務の両方の開示が重要であると考えられている（Iwu et al., 2015）。NPOの非財務情報は、単に財務情報を補完するという位置づけというよりも、むしろNPOの活動の成果、すなわち活動がもたらす社会影響を評価する重要な情報を含むようなものが考えられよう。しかも単なる活動結果のアウトプットの情報よりもむしろ、活動がもたらす社会影響のアウトカムを開示することがステークホルダーの意思決定に有用な情報となりうるであろう。このような社会影響を評価できる情報の開示指針や制度が整っていない状況においては、まずは情報開示の知見を蓄積することが重要と議論されている（Ortega-Rodríguez et al., 2020）。現在、「内閣府NPOホームページ」で全国のNPO法人を隈なく検索することができ、NPOに何らかの関心をもつ者が問題とするNPOについて一定の情報入手できる仕組みが構築されているといえる。現状の事業報告書の様式において、前述の通り、1）事業の成果、2）事業の実施に関する事項（事業名、事業内容、日時、場所、従事者人数、受益対象者範囲、受益対象者人数、事業費、事業費の総費用）の記述が求められており、活動実績であるアウトプットの記述が求められているものと理解できる。そこでこれに加えて、そのアウトプットからどのようなアウトカムが生じたか、すなわち、活動が及ぼす社会影響についての情報があれば、ステークホルダーはそのNPOが目的とする事業が有効に行われたのかを判断できるかもしれない。そのような何らかの開示の枠組みを制度的に導入できる余地があるかもしれない。

通常、営利企業を巡る議論においては、株主や投資家向けに、従来の財務情報に加えて ESG 情報が重要となってきたとする議論の流れが一般的にみられる。しかし、NPO の場合、非営利を目的とし、NPO 法では20の活動分野が限定されていること、さらに NPO 法人では税制優遇制度があることに鑑みると、より社会影響の情報開示が求められる余地があろう。とりわけ規模の大きい NPO の場合、ステークホルダーの範囲も広く、その活動が及ぼす影響も大きくなることが想定される。また、当初の設立趣旨と実態が相違する、あるいは期待される良い社会影響をもたらしていない、ほとんど休眠状態で実態がないという NPO が増えてくれば、NPO の資源提供者を含む利害関係者はもとより、その実態に関心を持つ人が増える可能性がある。その場合、NPO の社会影響の有効性の評価ができるステークホルダーの意思決定に有用な情報開示の問題は、Ortega-Rodriguez ら (2020) が指摘するように、極めて重要な問題となると言えよう。Ortega-Rodriguez ら (2020) が示唆するように、NPO の場合、エージェンシー理論をもとにした受託責任の範囲にとどまらず、社会的事業を行う組織であることに付随する幅広いアカウンタビリティまでを見据えた情報開示の在り方が重要になると考えられる。NPO の活動の有効性の評価の問題の解決の糸口として、Ortega-Rodriguez ら (2020) のいう、社会貢献の程度を客観的に実証的に測定するためのモデルの開発がある。これまで様々な社会影響を及ぼすプロジェクトについてのインパクト・レポートを想定して、プロジェクトの社会影響の定量的測定の手法が世界のいくつかの団体ですでに実証化されつつあり (川原, 2018)、これらの知見をもとに、NPO の規模や活動内容によらず、一般に適用できるような一定の社会影響の測定を可能とするモデル開発の可能性は将来的には少なくないといえる。

NPO の情報開示は NPO の透明性を高め、資金提供者の意思決定に有用な情報を提供し、社会の持続可能性を向上させ、NPO の組織そのものの存続性を高めるために有効であるとの議論が一層高まるならば、将来的に国際的に品質の高い単一の情報開示の枠組みが導入される可能性もあろう。NPO の国際的な会計基準の設定に対する期待が高まっている (Crawford et al., 2018)。また、事業会社の非財務情報開示の枠組みについては、2020 年 9 月以降、国際財務報告基準 (IFRS) の開発母体である IFRS 財団で開発が進められている (IFRS Foundation, 2021)。この動向が、NPO の事業報告の議論にも何らかの影響を及ぼすことが想定され、将来的に NPO の持続可能性情報を報告する枠組みについても整備されていく可能性があるといえる。ステークホルダーのニーズ、中でも NPO に資金や資源を提供するステークホルダーの情報ニーズは、情報の正確性、網羅性、

比較可能性とともに、提供した資金や資源が当初目論んだ環境の保全や社会の人々の厚生などにつながるのかどうかにあるといえる。そのような資金提供者の情報ニーズに見合う情報開示が行われるためには、グリーンウォッシュ債券（実際に環境改善効果がないか、あるいは調達資金が適正に環境事業に使用されていないが、グリーンボンドと称する債券）が市場で取引されることを防止するための、グリーンボンドガイドライン（環境省、2020）のような、何らかの情報開示のための指針が必要となろう。指針をもとにNPO同士の比較可能性も検討されたり、電子情報開示が進むようなくみも整えられたりする余地もあろう。

NPOの非財務情報の開示の枠組みとして参考になるのは、現在、国際的な統合の方向にある気候変動情報開示で求められる4項目の開示である。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言（TCFD、2017）では、統治、戦略、リスク管理、指標・目標の4項目について、組織の財務的影響のある気候関連情報を開示することを勧めている。これを参考に、NPOの非財務情報開示についても、統治情報として現状のNPOの役員名簿の開示に加えて、各役員の役割や役員会開催の実績などが可能であろう。

戦略情報としては、中長期的な活動の方向性、ステークホルダーとの協働促進の方策、ボランティアの参加を促す方策、多様な資源調達の方策、広告宣伝の方策などを開示できよう。また、戦略の情報開示については、Ilyasら（2020）が指摘するように、NPOの成功には、ボランティア参加と財務的持続性の両面の戦略が重要であり、それらは情報開示と非常に関連していることが示唆されている。NPOへのステークホルダーの協力や参加、まして資金提供においては透明性の確保が最も重要であるので、中長期の戦略に関する情報開示が非常に重要といえよう。

リスク管理の情報については、NPO特有のリスクとそのリスク管理が何かを説明し、また指標・目標についてはNPOの組織規模や活動分野にかかわらず記載する共通の指標と、NPO独自の指標の両方を記述する開示の枠組みが考えられよう。NPOも営利企業と同様に厳しい経済環境の中にあり、存続リスクに直面している（Arshad et al., 2016）ならば、これら統治、戦略、リスク管理、指標・目標の4項目の情報開示は、資源提供者をはじめステークホルダーに極めて重要になると考えられる。実際、休眠状態のNPOが日本には少なからず存在しており、NPOの統治やリスク管理に何らかの問題があることが予想される。NPOの事業報告書の未提出の状況を見ると、NPO法人の持続可能性はそれほど確保されていない可能性があるといえる。この背景には、NPOへの多様な資源の提供の継続が課題であるとともに、管理者等のアカウンタビリティや統治

の弱さ、戦略の欠如、リスク管理の不十分さもNPOの存続に大きな影響を及ぼすと考えられ、そのような意味で、これら4項目の情報はステークホルダーにとって重要な意思決定情報となりうるので、情報開示の重要性を増しているといえよう。仮に、組織の統治やリスク管理についての所轄庁による指針がないか、指針があっても制度化されていないために強制力がないか、あるいは法制度があっても監視や執行が弱い場合、実際にNPO管理者の情報開示のモチベーションがあまり上がらないことが想定される。まして現状、NPO法が要請する事業報告書等の提出さえ行われていないNPO法人が存在していることに鑑みると、所轄庁の指導・監視に留まらず、NPO法人の管理者等の統治やリスク管理能力向上を図るような研修や啓発活動などの有効な施策を行うことも、情報開示の促進に結びつくかもしれない。NPO法人の持続性を高める上では、次世代がその活動を引き継いで運営できるようなインフラを作ることも有効であろう。さらに市民がNPOの活動に参加しやすい、資金援助をしやすい税制などのさらなる制度設計や、NPOの活動の有効性に疑問がある場合にフィードバックができる仕組みを構築することが、NPOの健全な成長とその活動からの持続可能性の向上に結び付くといえよう。そのためにはNPOがどのような活動によってどのような社会影響、すなわちアウトカムを生み出しているのかの情報開示が一層求められよう。

最後に、指標・目標については、Ortega-Rodriguezら(2020)が指摘する有効性の評価モデルの開発の基礎はNPOが及ぼす社会影響を測定し評価できる指標の設定が最初のステップであると考えられる。また、それは財務も非財務の両方の指標であることが望まれるが、特に非財務の情報、中でもSDGsとの関連や社会影響、特に活動のアウトカムの情報開示の知見の蓄積が重要になるといえよう。

V 結 論

近年、非営利組織(NPO)の情報開示の重要性が増しつつあるものの、非財務情報の開示の枠組みに関しては未だ決定的な議論が見られないことから、本稿ではNPOの情報開示を巡る先行研究のレビューをもとに、社会影響の開示の枠組みの制度的な導入可能性を検討してきた。まず、アカウンタビリティと透明性の重要性に関する議論を取り上げた。結論として、NPOにとってアカウンタビリティと透明性は非常に重要であり、NPOの統治を強化し、持続可能な経営をするために、その年次報告において、統治、戦略、リスク管理、指標・目標の開示や、活動がもたらす社会影響の開示の枠組みを制度的に

導入する余地があるといえる。

NPOの持続可能性に鑑みるとNPOの情報開示で重要となるのは、財務情報だけでなく、統治、戦略、リスク管理、指標・目標という4つの非財務情報、そして社会影響の情報である。NPO法人が幅広いステークホルダーに対して福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力などの多様な社会的ニーズに応える役割を果たすことが期待され、非営利の名の下で税制優遇制度の対象となる団体であるならば、その社会的責任やアカウンタビリティは営利を目的とした団体よりも、より強く求められるといえる。そして非財務情報開示については、活動結果という社会的変化だけでなく、むしろ活動がもたらす社会影響、アウトカムの内容であるといえよう。

残された課題には、例えば、日本のNPOの社会影響の開示内容や程度に対するステークホルダーの寄附における支払意思額の統計分析などがある。

謝 辞

本研究は、独立行政法人日本学術振興会の科研費18K11767の助成を受けたものです。

著 者 貢 献

川原尚子は研究のアイデアとデザインに貢献し、すべての文献レビューを実施しました。川原尚子および入江賀子は論文を執筆し、論文に重要な改定を加え、最終原稿を読んで承認しました。

参 考 文 献

- Abzug, R., Webb, N.J. (1999) Relationships between nonprofit and for-profit organizations: a stakeholder perspective, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 28(4), 416-431.
- Araya, H.M.B., Garrido, F.P., Mas, E.S. (2020) Reporting on SDG: to be a non-profit organization matter? XVIII International Congress of Researchers in Social and Cooperative Economy, <http://ciriec.es/wp-content/uploads/2020/09/COMUN-045-T8-BOLLAS-POLO-SEGUI-ok.pdf> (last accessed 9 January 2022).
- Arshad, R., Abu Bakar, N., Othman, F. (2016) Board competencies, network ties and risk management disclosure practices in non-profit organizations, *Journal of Applied Business Research* 32(5), 1319-1327.
- 馬場英朗 (2005) NPO ディスクローチャーの現状と課題—アカウンタビリティとのミスマッチ解消に向けて—, *ノンプロフィット・レビュー* 5(2), 81-92.
- Bahmani, S., Galindo, M., Mendez, M. (2012) Non-profit organizations, entrepreneurship, social capital and economic growth, *Small Business Economics* 38, 271-281.
- Balda, J.B. (1994) The liability of nonprofits to donors, *Nonprofit Management and Leadership*

- 5(1), 67-83.
- Bogart, W.T. (1995) Accountability and nonprofit organizations: an economic Perspective, *Nonprofit Management and Leadership* 6(2), 157-170.
- Chisolm, L.B. (1995) Accountability of nonprofit organizations and those who control them: the legal framework, *Nonprofit Management and Leadership* 6(2), 141-156.
- Crawford, L., Morgan, G.G., Cordery, C.J. (2018) Accountability and not-for-profit organisations: implications for developing international financial reporting standards, *Financial Accountability and Management* 34(2), 181-205.
- Du Plessis, L., Petzer, D.J. (2011) The supporting behaviour of generations towards non-profit organisations in Gauteng, *Acta Commercii* 11, 269-284.
- Ebrahim, A. (2003) Accountability in practice: mechanisms for NGOs, *World Development* 31 (5), 813-829.
- Fonseca, S., Baptista, A. (2013) Market orientation, organizational learning, Innovation and performance: keys to the sustainability of non-profits, *European Scientific Journal* 1 (Special), 531-537.
- Hansmann, H.B. (1980) The role of nonprofit enterprise, *Yale Law Journal* 89(5), 835-901.
- IFRS Foundation (2020) Consultation Paper on Sustainability Reporting, IFRS Foundation, <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/consultation-paper-on-sustainability-reporting.pdf> (last accessed 6 January 2022).
- Ilyas, S., Butt, M., Ashfaq, F., Maran, D.A. (2020) Drivers for non-profits' success: volunteer engagement and financial sustainability practices through the resource dependence theory, *Economies* 8(4), 101.
- Iwu C.G., Kapondoro L., Twum-Darko M., Tengeh R. (2015) Determinants of sustainability and organisational effectiveness in non-profit organisations, *Sustainability* 7(7), 9560-9573.
- 川原尚子 (2018) 社会影響の測定と報告のフレームワークの現状と課題, *商経学叢* 65(1), 19-58.
- 環境省 (2020) グリーンボンドガイドライン2020年版。
- Lawry, R.P. (1995) Accountability and nonprofit organizations: an ethical perspective, *Nonprofit Management and Leadership* 6(2), 171-180.
- Manetti, G., Toccafondi, S. (2014) Defining the content of sustainability reports in nonprofit organizations: do stakeholders really matter? *Journal of Nonprofit & Public Sector* 25(1), 35-61.
- 内閣府, 内閣府 NPO ホームページ (最終閲覧2022年1月10日)。
- 内閣府 (2011) 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書。
- 内閣府 (2012) パンフレット「特定非営利活動促進法のあらまし」。
- 内閣府 (2019) いわゆる「休眠状態」にある NPO 法人の実態調査結果について。
- 内閣府 (2020) 令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査報告書。
- 内閣府 (2021) 令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査報告書。
- 日本公認会計士協会 (2019) 非営利組織会計検討会による報告「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」, 日本公認会計士協会, https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-0-0-2a-20190718_2.pdf (最終閲覧 2022年1月10日)。
- NPO 法人会計基準協議会 (2017) NPO 法人会計基準, NPO 法人会計基準協議会, https://www.npokaikeikijun.jp/about_npocas_top/about_npocas/ (最終閲覧 2022年1月10日)。
- NPO 法人ひょうご新民法21 (2021) ひょうご新民法21 優良住宅: 100年住宅ちょうの家, <https://saas.actibookone.com/content/detail?param=eyJjb250ZW50TnVtJjoxMjQxNjR9&detailFlg=0&pNo=1> (last accessed 9 January 2022).
- Ortega-Rodríguez, C., Licerán-Gutiérrez, A., Moreno-Albarracín, A.L. (2020) Transparency as a key element in accountability in non-profit organizations: a systematic literature review,

- Sustainability 12(14), 5834.
- Plaisance, G. (2021) Governance and accountability weaknesses in French nonprofit organizations: are they a national exception? *International Journal of Public Administration*, 1-19.
- Saxton, G.D., Kuo, J.-S., Ho, Y.-C. (2012) The determinants of voluntary financial disclosure by nonprofit organizations, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 41(6), 1051-1071.
- Task Force on Climate-Related Financial Disclosures: TCFD (2017) Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD, <https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf> (last accessed 9 January 2022).
- Weerawardena, J., McDonald, R.E., Mort, G.S. (2010) Sustainability of nonprofit organizations: an empirical investigation, *Journal of World Business* 45(4), 346-356.